

(別紙)

「アメリカ合衆国の指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成21年6月5日21消安第1769号消費・安全局長通達)一部改正新旧対照表 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
1 指定生産地 告示1の(2)の指定生産地は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しを行う場合は、別記様式1によりアメリカ合衆国植物防疫機関により、毎年2の(1)のトラップ調査終了前までに、日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。 2 (略) 3 コドリングの発見に伴う措置 (1) <u>トラップ調査</u> 2の(1)の調査の結果、指定生産地ごとに、調査により捕獲されたコドリングのトラップ1個当たりの誘殺虫数がトラップの平均で1週間当たり次に掲げる数(小数点以下は切り上げとする。)を超えた場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、当該指定生産地の日本向けさくらんぼ生果実の輸出は停止されることとされている。 ア (略) イ 北西部州(アイダホ州、オレゴン州及びワシントン州をいう。以下同じ。)においては30頭 (2) (略) 4 指定生産地における調査の結果の記録、保管及び報告 (1) 2の(1)及び(2)の調査の結果は、アメリカ合衆国植物防疫機関がそれぞれ次に掲げる事項を記録し、保管するものとされている。 <u>ア <u>トラップ調査</u></u> <u>(ア) 生産地名</u> <u>(イ) <u>トラップごとの設置年月日</u></u> <u>(ウ) <u>調査年月日</u></u> <u>(エ) <u>トラップごとの1週間当たりのコドリングの誘殺虫数</u></u> <u>イ <u>生果実調査</u></u> <u>(ア) <u>指定番号</u></u> <u>(イ) <u>調査年月日</u></u> <u>(ウ) <u>調査果実数</u></u> <u>(エ) <u>コドリング及びその他の害虫の発見頭数</u></u> (2) (1)の記録は、アメリカ合衆国植物防疫機関が輸出期間終了後に、日本国植物防疫機関に報告するものとされている。 5・6 (略)	1 指定生産地 告示1の(2)の指定生産地は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しを行う場合は、別記様式1によりアメリカ合衆国植物防疫機関により、毎年2の(1)のトラップ調査終了前までに、日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。 2 (略) 3 コドリングの発見に伴う措置 (1) <u>トラップ調査</u> 2の(1)の調査の結果、指定生産地ごとに、調査により捕獲されたコドリングのトラップ1個当たりの誘殺虫数がトラップの平均で1週間当たり次に掲げる数(小数点以下は切り上げとする。)を超えた場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、当該指定生産地の日本向けさくらんぼ生果実の輸出は停止されることとされている。 ア (略) イ 北西部州(オレゴン州及びワシントン州をいう。以下同じ。)においては30頭 (2) (略) 4 指定生産地における調査の結果の記録、保管及び報告 (1) 2の(1)及び(2)の調査の結果は、アメリカ合衆国植物防疫機関が別記様式2及び3により記録し、保管するものとされている。 (新設) (新設) (2) アメリカ合衆国植物防疫機関が輸出期間終了後に別記様式2及び3の内容をとりまとめの上、日本国植物防疫機関に報告するものとされている。 5・6 (略)

7 こん包施設

告示7のこん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式2により日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。

8・9 (略)

別記様式1 (略)

(削除)

(削除)

別記様式2

指定こん包施設リスト (指定・取消)

指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日	備考

7 こん包施設

告示7のこん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式4により日本国植物防疫機関宛てに通知されるものとされている。

8・9 (略)

別記様式1 (略)

別記様式2

トラップ調査記録表

1. 生産地:

2. トラップ設置年月日:

調査月日	トラップ番号								1週間当たりの合計誘殺虫数	1週間当たりの平均誘殺虫数	検査官名	その他
	1	2	3	4	5	6	7	8				

別記様式3

生果実調査記録表

指定番号	調査年月日	調査果実数	発見頭数		備考
			コドリングア	その他	

別記様式4

指定こん包施設リスト (指定・取消)

指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日	備考